

# フランスにおける私文書の保存法制

## —2008年法における歴史的文書の指定制度を中心に—

永野晴康

はじめに

1. 私文書の定義
2. 私文書の保護 — 歴史的文書
3. 複製
4. 先買権
5. 閲覧制度

おわりに

はじめに

わが国において、公文書に関する法律としては、1987年に公文書館法が、2001年には、国立公文書館法が制定されている。2009年6月24日には、「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」と呼ぶ）が制定され、同年7月1日に公布された。行政機関が現に職務に使用している行政文書の公開については、1999年に、「行政機関の保有する文書の公開に関する法律」（以下「情報公開法」と呼ぶ）が制定されている。情報公開法が、行政機関が現に職務に使用している文書、いわゆる現用文書の取扱に関心の中心を置いているのに対し、公文書管理法は、非現用文書に関心を当てつつ、さらには、現用文書を含めた公文書のライフサイクル全体を視野に入れた法律となっており、この点で、今後、公文書管理法は、公文書の管理に関する一般法になると考えられている<sup>(1)</sup>。

公文書管理法は、文字通り、公文書の管理を第一義としており、私文書の保存という視点からは十分な配慮を示しているとはいえないであろう。しかし、同法は、公文書の保護の制度に加え、私文書の保護にも一定の関心を払っている。同法2条7項は、「特定歴史公文書等」に含まれる文書として、歴史公文書等のうち「法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの」（同項4号）を挙げている。法人や個人からの寄贈や寄託を契機とするものではあるが、特定歴史公文書等については、同法の15条から27条の規定が適用され、保存の観点からも評価されよう。

本稿の関心の中心は、フランスの文化遺産法典における私文書の保存制度にある<sup>(2)</sup>。文書に関する2008年7月15日法律第2008-696号（loi n° 2008-696 du 15 juillet 2008 relative aux archives）によって修正された文化遺産法典は、公文書のみならず、私文書

(1) 宇賀克也『公文書等の管理に関する法律』、第一法規、2009年、10頁

の保存にも同等な関心を払っているといっても過言ではない。周知のように、フランスは、文書管理に関する近代的な公的保存制度の整備につき最も長い歴史を有する国家のひとつである。国立文書館 (archives nationales) の組織と制度に関する1790年9月7日のデクレ (le décret du 7 septembre 1790) 及び国民代表の下で確立される文書館の組織に関する共和暦2年メシドール (収穫月) 7日の法律 (la loi du 7 messidor an II) は、文書に関する重要な革命期の法文である。現用文書に関しては、1978年には、行政文書の原則公開を定める、いわゆる行政文書公開法が制定される。1979年には、文書に関する1979年1月3日の法律 (la loi du 3 janvier 1979 sur les archives), 通称、文書保存法が制定された<sup>(3)</sup>。この法律は、公文書の管理と私文書の保護の規則を体系的に統合した点に特色がある。2004年に、この法律は、文化遺産法典 (Code du patrimoine) へ編入された<sup>(4)</sup>。同法典の用意する私文書の保存に関する制度は、2008年の法律によって、さらに強い私文書の保存制度が整備された<sup>(5)</sup>。順次、1 私文書の定義、2 私文書の保護、3 複製、4 先買権、5 閲覧制度について論じた後、最後に、本稿のまとめを行いたい。

## 1. 私文書の定義

私文書の定義の前提として、まず、文書の定義について簡単に説明する必要がある。文書について最初に定義をしたのは、文書に関する1979年1月3日の法律 (la loi du 3 janvier 1979 sur les archives), 通称、文書保存法である<sup>(6)</sup>。同法1条は、文書を「日付、形式、物質的媒体がどのようなものであれ、あらゆる自然人又は法人及びあらゆる公的又は私的部局や組織によってその職務の行使において作成又は取得された記録の総体」と定義していた。2008年の法律は、その定義において、「日付」という文言の後に、「保存の場所 (leur lieu de conservation)」という用語を挿入し、「物質的媒体」という文言から、物質的 (matériel) という形容詞を削除した。その結果、新たなL211-1条によれば、文書 (archives) とは「日付、保存の場所、形状及び媒体がどのようなものであれ、あらゆる自然人又は法人及びあらゆる公的又は私的部局や組織によって、その職務において作成又は取得された記録 (documents) の総体」と定義されている。このような定義により、文書の作成者や文書作成の時代を問わず、また紙媒体や電子媒体といった媒体の種類や公

---

(2) フランスの公文書の保存制度に関しては、参照、拙稿『フランス文書保存制度の諸相－2008年法律による公文書保護制度を中心に－』、城西情報科学研究第20巻第1号2010年、城西大学情報科学研究センター。また、諸外国の公文書管理の法制度について、参照、管理総合開発機構 高橋滋共編『公文書管理の法整備に向けて』第Ⅲ部諸外国における公文書管理法制 第1章「アメリカにおける公文書の管理と保存」(野口貴公執筆)、第2章「イギリスにおける公文書の管理と保存」(友岡史仁執筆)、第3章「ドイツにおける公文書の管理と保存」(木藤茂執筆)、2007年2月20日。

(3) 1979年の文書保存法の文化遺産法典への編入につき、参照、佐藤毅彦、福井千衣、『外国の立法』232号「フランスの文書保存と地方図書館」34頁以下。

(4) 1979年の文書保存法につき、参照、大山礼子解説部分、『外国の立法』119号「フランスの文書保存と地方図書館」89頁以下。

(5) 第一款公文書のうち、第二目に「地方公共団体の文書」が規定されている。

(6) 1979年の文書保存法につき、参照、大山礼子、『外国の立法』119号「フランスの文書保存と地方図書館」89頁以下。

用目的か私用目的かといった目的を問わず、広く記録を文書の定義に包摂している。この結果、写真、映画、磁気テープ、コンピューターのメモリー記録など技術の進歩に伴って登場する紙と競合する媒体を、文書の定義の中に含むことができる<sup>(7)</sup>。なお、L211-2条は、文書保存の目的を規定している。それによると、文書の保存は、管理の必要及び公的又は私的な自然人又は法人の権利の証明の必要のため、並びに研究上の歴史的参考資料とするため、公益の目的において行われる。

このような前提で、私文書の定義について考察すると、L211-5条は、私文書を「L211-1条で定義する文書のうち、L211-4条の適用領域に該当しないものの総体」と定義している。「L211-1条で定義する文書」については、先に論じた通りである。一方、「L211-4条の適用領域に該当しない」というのは、公文書に該当しないということの意味している。L211-4条は、公文書の定義を定めている。それによれば、「国、地方公共団体、公施設法人及び公役務を担う公法上のその他の法人や私法上の人物の公役務の任務の枠内における活動から生じる文書」(同条1項a))及び「裁判所付属吏 (officiers publics ou ministériels) の作成した原本 (minutes) 及び帳簿類 (répertoire)」(同条1項c))が、公文書として定義される。したがって、図式的には、文書のうち公文書に該当しないものが私文書となる。ここでは、私文書についての積極的な定義ではなく、消極的な定義が採用されていることになる。

このような私文書についての広汎な定義は、完全に私的な性質の文書から、限りなく公的に近い文書に至るまで多種多様なものを含むことになる。私文書の中には、個人的文書、家文書、非営利団体の文書、企業の文書、政党文書等を挙げることができる<sup>(8)</sup>。文化遺産法典は、私文書のうち歴史的観点から一定の重要な文書について、歴史的な文書としての指定制度を用意している。

## 2. 私文書の保護 — 歴史的な文書

文化遺産法典第一章第二節は、第一款の「公文書」に次いで、第二款で「私文書」についての保護を制度化している。具体的には、この私文書の保護制度は、歴史的な文書の指定という方法を中心に行われる<sup>(9)</sup>。L212-15条によれば、私文書の中で、「歴史的な理由により公益を有する文書 (les archives privées qui présentent pour des raisons historiques un intérêt public)」が、文書担当行政の提案に基づき、行政庁の決定によって、「歴史的な文書 (archives historiques)」として指定されることができる。

指定手続は、原則として、当該私文書の所有者の同意を前提として進行する。当該文書が私人の所有であることの当然の帰結である。しかしながら、L212-17条によれば、所有者が指定について同意しない場合、コンセイユ・デタの適合的意見に基づくデクレにより、文書担当行政は、職権で私文書の指定を表明することができる。指定手続を開始する

(7) Sophie Monnier, Elsa Forey, *Droit de la Culture*, Gualino Editeur, 2009. p.158

(8) 第一章で説明したように、私人の有する文書であっても、当該私人が公役務を担っている場合、その活動に由来する文書は、私文書ではなく、公文書としての保護の対象となる点に注意が必要である。

(9) 歴史的な文書についての指定手続は、歴史的なモニュメントに適用される指定手続から着想を受けて、1938年に制度化された。この手続は、1979年の法律においても確認されている。Ibid., p.159

場合、文書担当行政は、直ちに、所有者に指定手続の開始を通知しなければならない（L 212-18 条）。また、指定に伴う効果は、文書担当行政による最終的な指定の決定の時から生じるのではない。この効果は、所有者に対して指定手続の開始を通知した時から当然なものとして発生する。この点に、指定制度に仕組みられた強い保護的效果を観察することができる。文書担当行政が指定手続を開始したにもかかわらず、最終的に指定の決定を行わなかった場合、指定手続の開始によって生じていた効果がどうなるかという問題がある。この点につき、所有者が通知の受領を証した日から 6 ヶ月以内に文書担当行政が指定を決定しなかった場合、指定に伴うあらゆる効果が消滅する（L 212-18 条第 3 項）。

次に、歴史的文書としての指定に伴う当該文書の所有権の移転の問題が考えられる。L 212-16 条によれば、歴史的文書としての指定が、所有権の移転をもたらすものではないことを明確に規定している。したがって、私人の有する私文書が歴史的文書に指定されたとしても、当該私文書は、国やその他の者に属するものではない。

指定に伴って生じる損失に関して、L 212-19 条は、所有者が、職権による指定の制限から生じ得る損失について相当する補償金の支払いを請求する権利を有することを規定する。補償金の請求は、指定のデクレの通知から 6 ヶ月以内に行われることになる。補償金について協議による合意が得られない場合、私法系統の裁判所が決定することになる。

さらに、歴史的文書としての指定を受けた私文書について、取得時効の問題が考えられる。この点、L 212-20 条は、歴史的文書として指定を受けた私文書が取得時効の対象とならないことを明確にしている。公文書の場合も同様に、L 212-1 条によって同様の効果が付与されている。このことは、例えば、私人の有する文書であっても、当該私人が公役務を担っている場合、その活動に由来する文書であれば、当該文書が公文書に該当することとなり、取得時効の対象とならないことを意味する。加えて、公文書は、譲渡や差押までも禁止される。それは、当該公文書が公有財産であることに伴う帰結である。しかし、歴史的文書として指定を受けた私文書は、この点、明確な条文上の根拠はない。したがって、十分な保存が確保される限り、歴史的文書として指定を受けた私文書は、譲渡や差押までも禁止されるわけではないと解されている<sup>(10)</sup>。

他方、歴史的文書の譲渡に関しては、その保護の必要性から、当該文書の所有者に一定の義務が課せられている。すなわち、L 212-23 条第 1 項によれば、指定を受けた私文書の所有者は、当該文書を譲渡しようとする場合、その旨を文書担当行政に事前に申告（déclaration）しなければならない。期間については、コンセイユ・デタの議を経たデクレで定められる。

さらに、2008年の法律は、事前の申告に加えて、事後の通知（notification）を義務付けた。L 212-23 条第 2 項によれば、指定を受けた歴史的文書の所有者は、当該文書を譲渡しようとする場合、譲渡を行った後 15 日以内に、当該譲渡について文書担当行政に通知しなければならない。この通知には、新たな取得者の氏名と住所が記載される。このように、指定を受けた文書の所有者は、当該文書を譲渡する場合、譲渡の事前、さらには事後に文書担当行政へ報告する義務がある。事前の申告であれ、事後の通知であれ、指定を受けた

---

(10) Ibid., p.160

私文書の所有者が、この義務に違反して当該私文書を譲渡した場合、L 214-7 条第 1 項第 1 号に基づき 45,000 ユーロの罰金に処せられる。この場合、罰金は、譲渡された文書の価額の倍額にまで加重されることができる。

同じように、文書担当行政への通知の義務は、歴史的文書として指定を受けた文書の相続、共有、贈与又は遺贈の場合にも生じる (L 212-23 条第 3 項)。この通知は、相続人、共有者 (copartageant)、受贈者又は受遺者によって行われる。この規定に違反して、通知を行わない場合、30,000 ユーロの罰金に処せられる (L 214-8 条第 1 項 5 号)。

同様に、指定を受けた文書の所有者、占有者、受託者が、当該文書のある場所から別の場所へ移動させようとする場合も、事前の申告が義務付けられる。この規定に違反して、事前の申告なしに指定を受けた文書を移動した場合、30,000 ユーロの罰金に処せられる (L 214-8 条第 1 項第 4 号)。このように、指定を受けた歴史的文書の所在について文書担当行政が正確な情報が確実に了知できるような制度が整備されている。

L 212-21 条によれば、文書の譲渡、相続、共有、贈与又は遺贈など文書の所有者や占有者に変更があった場合、歴史的文書としての指定の効果は、当該文書に付随する。歴史的文書としての指定の効果は、相対的なものではなく、絶対的なものといえる。さらに、指定を受けた文書の所有者は、当該文書を譲渡する場合、文書担当行政への通知の義務に加え、譲受人に対して当該文書につき指定の存在を知らせる義務がある (L 212-24 条)。指定を受けた文書の所有者が、譲受人に、当該指定の存在について知らせなかった場合、30,000 ユーロの罰金に処せられる (L 214-8 条第 1 項 1 号)。

指定を受けた文書の所有者又は占有者は、当該文書の提示の請求があった場合、この目的のために認められた担当官に当該文書を提示しなければならない (L 212-22 条)。この担当官の条件については、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる。当該文書の提示の請求があったにもかかわらず、L 212-22 条に規定する担当官に対し、所有者又は占有者が当該文書を提示することを拒否した場合、30,000 ユーロの罰金に処せられる (L 214-8 条第 1 項 3 号)<sup>(11)</sup>。

保護の物質的な必要性から、歴史的文書の現状変更につき行政庁による許可制が取られている。L 212-25 条によれば、指定を受けた文書の所有者は、文書担当行政の許可なしに、現状を変更し又はその状態を悪化させるおそれのあるあらゆる作業を行うことはできない。この規定に反して、行政の許可を得ることなく指定を受けた文書を変更し又はその状態を悪化させるおそれのあるあらゆる作業を行う行為に関しては、30,000 ユーロの罰金が科せられる (L 214-8 条第 1 項 2 号)。

歴史的文書としての指定を受けた私文書の価値の重要性に鑑み、当該文書を廃棄することが禁じられるのは当然であろう。この点、L 212-27 条 1 項は、歴史的文書の廃棄を禁止している。それに加えてこの条文は、最終的な指定の決定を受けていない指定手続中の文書に関しても、それを廃棄することを禁じている。ただし、いかなる場合においても廃棄が禁止されるわけではない。当該文書の廃棄が許容される例外については、同条第 2 項

(11) なお、L 214-8 条第 1 項 3 号によれば、指定を受けた文書のみならず、指定の審査中の文書の提示の拒否についても、L 212-22 条に規定する担当官に対し、提示を拒否した場合も同様に、30,000 ユーロの罰金に処せられる。

が規定する。それによると、文書が歴史的利益を持たないことが明らかになった場合、当該文書は、L 212-3 条第 2 項に規定する条件に従い、その文書の所有者と文書担当行政庁との合意により廃棄されることができる。L 214-6 条によれば、例外的に廃棄が許容される事情がないにもかかわらず、所有者が、指定を受けた私文書を廃棄する行為は、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処せられる<sup>(12)</sup>。

ところで、輸出に関して、L 111-4 条は、国宝の輸出を禁止している。L 111-1 条によれば、文書に関する規定の適用として指定を受けた財産は、国宝とみなされる。つまり、L 212-15 条の適用によって歴史的な文書として指定を受けた文書は、国宝とみなされる。このことは、指定を受けた歴史的な文書の輸出が禁止されることを意味する。このような前提で、L 212-28 条は、L 111-7 条で規定された一時的輸出に関する規定を除いて、指定を受けた文書の輸出は禁止されることを規定する<sup>(13)</sup>。なお、次節で言及するように、国宝の指定を受けていない文化財であっても、一定の基準に該当するものは、輸出に際して行政庁の許可が必要である。すなわち、L 111-2 条は、国宝以外の文化財で、歴史的、芸術的又は考古学的利益を有し、かつ、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって決定されたカテゴリーの 1 つに属する文化財を輸出する場合、行政庁によって交付される証明書の取得が必要であることを規定している。そこで、歴史的な文書として指定を受けていない文化財等であっても、輸出に際して、行政庁の許可が要求される場合がある<sup>(14)</sup>。

歴史的な文書が指定を受けた際の価値をもはや失った場合、当該指定の状態を継続する必要性も消滅していることになる。指定解除の決定は、指定の決定と同様の手続により行われる (L 212-26 条)。指定を受けた文書の指定解除の手続は、所有者の請求又は文書担当行政の発議により開始される。

### 3. 複製

この制度を論じるにあたって、まず、前述したように、歴史的な文書として指定を受けた文書は、最終的輸出が禁止されていることを確認しなければならない。その上で、この複製の制度は、指定を受けていない文書に関して用意されている制度である。国宝の指定を受けていない文化財を輸出する場合、L 111-2 条に該当する文化財であるかどうかを判断する必要がある。すなわち、L 111-2 条は、国宝以外の文化財で、歴史的、芸術的又は考古学的利益を有し、かつ、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって決定されたカテゴリーの 1 つに属する文化財を輸出する場合、行政庁によって交付される証明書の取得が必要であることを規定している。このような法制度を前提に、L 212-29 条 1 項によれば、国は、指定を受けていない私文書で、L 111-2 条の適用による証明書の請求の対象となる

(12) 3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金というのは、上限についての規定である。3 年の拘禁刑や 45,000 ユーロの罰金が、固定的に科されるわけではない。参照、赤池一将、刑法総則 (3) 一刑罰規定、法律時報 66 卷 9 号 91 頁

(13) L 111-7 条は、国宝の一時的輸出に関する条文である。それによれば、国宝の一時的輸出は、修復、鑑定 (expertise)、文化行事への参加又は公的コレクションへの寄託という目的に限定されている。一時的輸出に際しては、行政庁の許可を得る必要がある。この許可は、請求の目的に見合った期間 (une durée proportionnée) に限定される。

(14) 拙稿「日本とフランスにおける文化財の輸出規制」、千葉商大論叢第 47 巻第 2 号

ものについて、その証明書の交付につき、当該私文書の全部又は一部の複製の義務を課すことができる。すなわち、国宝の指定を受けていない私文書であっても、当該私文書が一定のカテゴリーに該当する場合、行政庁は、当該文書の複製を条件に輸出の許可を与えることができる。この場合、複製にかかる費用は、国費によって支払われる。国は、この複製の権利を、自らのためだけでなく、地方公共団体、公施設法人又は公的有用性承認財団のためにも行使することができる。また、L 212-29 条 2 項によれば、複製の実施は、その請求の日から 6 か月の期間を超えることはできない。この場合、複製の請求者と受益者が、その費用を負担する。また、L 212-29 条 3 項によれば、このように行われた複製は、閲覧を要求するすべての者に閲覧可能である。ただし、所有者が輸出の前に別の定めを行った場合はこの限りでない。この情報は、複製の請求の際に、所有者に与えられなければならない。

歴史的文書として指定を受けていないものであっても貴重な価値を有する私文書を輸出前に複製するこの制度は、当該文書の紛失や毀損のおそれを考慮すると非常に有用な制度である。

#### 4. 先買権

私文書の保護に関する特別な制度として、私文書に対する先買権 (droit de préemption) を挙げるができる。これは、一定の場合に、国家が私文書の購入に関して先買権を行使できるというものである<sup>(15)</sup>。

まず始めに、倒産企業 (entreprises en faillite) の有する文書に関する先買権の制度が注目を引く。L 212-30 条第 1 項によれば、企業が法的に清算された場合、当該企業の有する文書は、商法典 L 642-23 条による規律の対象となる。この商法典 L 642-23 条は、当該企業の文書についての清算人の義務を規定している。この条文に基づいて、清算人は、債務者の文書の売却又は廃棄の前に、文書担当大臣にその旨を通知しなければならない。当該大臣は、その文書について先買権を有する。職務上の秘密に該当する債務者の文書については、その扱いは、債務者が帰属する職業団体又は権限ある行政当局との合意を伴って、清算人によって決定される。

次に、先買権の制度は、公売に付される文書に適用される。L 212-31 条第 1 項によれば、歴史的文書としての指定のいかんにかかわらず、私文書の公売を行う担当のすべての裁判所付属吏又は競売を組織する資格のある会社は、その競売について文書担当行政に通知しなければならない。通知の時期は、競売の実施の日の少なくとも 15 日前である。通知には、これらの文書についてのあらゆる有益な情報を伴わなければならない。この通知は、販売の日時及び場所を明記する。目録の送付は、送付の目的の記載を伴うことで通知に代わるとなる。この規定に違反して、これらの者が文書担当行政庁に通知を行うことなく、私文書の競売を行った場合、L 214-7 条に基づき、45,000ユーロの罰金に処せられる。この場合、罰金は、譲渡された文書の価額の倍額にまで加重されることができる。

(15) 先買権に関しては、芸術作品について同様の制度が存在する。文化遺産法典第二章は、文化財の獲得という標題のもとに、第一節「国宝の性格を有し、かつ、輸出証明書の拒否の対象となっている文化財の獲得」、第二節「税制規定」、第三節「芸術作品の先買」に分かれている。

ただし、このような事前の通知の義務には例外規定が設けられている。すなわち、L 212-31 条第 2 項によれば、裁判所が競売を行う場合、裁判所付属吏は、15日という期間が遵守できなければ、競売を実施するために指定された後直ちに、文書についてのあらゆる有益な情報を文書担当行政に通知しなければならない。また、私文書の競売を行う資格のある会社は、直ちに、取引を文書担当行政に通知しなければならない。この場合、当該文書に関するあらゆる有益な情報が伴われることが要求される。

このように、私文書が競売される場合、文書担当行政が当該情報を掌握することができる制度が用意されている。その結果、文書担当行政は、それらの文書につき先買権を背後に、文書の評価を行うことができる。すなわち、L 212-32 条第 1 項によれば、国は、文書遺産の保存 (protection du patrimoine d'archives) に必要と評価する場合、公売に付された私文書、あるいは、商法典 L 321-9 条の最終項で規定された条件における随意で販売された私文書に対し、先買権を行使する。この効果によって、国は、落札者又は購入者に代位する。すなわち、国は、公売される文書について、当該文書を私人に優先して購入することが可能となる。

同条第 2 項によれば、先買権を行使することを検討していることを文書担当行政が表明する場合、その表明は、公売を管理している裁判所付属吏、あるいは、公売を組織する資格のある会社で行われる売却の後に行われる。行政当局の決定は、公売又は合意での取引 (transaction) の通知から15日の期間内に行われなければならない。行政当局の決定が公売又は合意での取引の通知から15日の期間を過ぎる場合、行政当局の当該決定は、無効である。

国の先買権の行使は、国のためだけに限定されていない。すなわち、国は、地方公共団体、ニューカレドニア及び公的有用性承認財団の請求により、かつ、それぞれの代理としても先買権を行使することができる。さらに、フランス国立図書館は、先買権を自ら行使することができる。先買権の行使の請求が競合する場合、行政庁が、受益者を決定する (L 212-33 条)。地方公共団体と先買権との関係に関しては、若干の規定がある。すなわち、コミューン議会は、指定を受けている文書に限らず、指定を受けていない文書についても、国家が先買権を行使するように要望を表明することができる (L 212-34 条第 1 項)。また、コミューン議会は、地方公共団体一般法典 L 2122-23 条に規定された条件において、この権限の行使を市町村長に委任できる (同条第 2 項)。県議会は、文書についての法令によって定められた先買権の行使を決定する (L 212-35 条)。州議会及びコルシカ議会又はこれらの閉会中であってはそれらの常任委員会 (commission permanente) は、州又は地方公共団体のために先買権の行使について決定する (L 212-36 条)。

この先買権の制度は、私文書の保護に関する特別な制度であるが、先買権の行使によって、当該文書の所有権が国や地方公共団体に帰属することになり、歴史的な文書としての指定制度とは異なるものである。

## 5. 閲覧制度

私文書は、公文書以外の文書であり、原則として、市民に私文書を閲覧する権利は認められない。私有していることに根拠を有しているので、このこと自体は、当然の帰結であろう<sup>(16)</sup>。しかし、一定の私文書については、閲覧制度の対象となり得る。すなわち、文書担当の公的部局に寄贈、遺贈、譲渡、寄託された私文書は、市民による閲覧が可能な文書となり得る。ただし、公文書の場合と異なり、そのような私文書の保存や閲覧に関し、寄贈、遺贈等を行った私人の意思が及ぶことになっている。つまり、L 213-6 条によれば、文書担当の公的部局が、寄贈、遺贈、譲渡又は寄託として私文書を受領する場合、私文書の保存や文書の閲覧に関して、寄贈者、遺贈の本人、譲渡者又は寄託者の規約を遵守しなければならない。L 214-2 条によれば、刑法典314-1 条及び432-15 条が適用される場合を除き、文書の収集又は保存の職務を行う公務員による L 213-6 条に定める私文書の保存又は閲覧の条件の違反は、1 年の拘禁刑及び15,000ユーロの罰金に処せられる。公文書と同様に、私文書につき閲覧申請がなされた場合、私文書を保有している行政は、文書の閲覧の申請を拒否する場合、理由付けをしなければならない (L 213-5 条)。なお、L 213-8 条によれば、文書の謄本及び抄本が交付される条件やその場合の利用料等に関し、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって定められる。

### おわりに

公文書のみならず、私文書の保存の重要性は、万国共通であろう。日本においても、私人の有する文書が重要な役割を果たしている場合がある。公文書が欠落している部分につき、私文書がそれを補う場面が想定される。国の例としては、行政事件訴訟法制定時の重要な立法資料が挙げられる<sup>(17)(18)</sup>。

人災であれ天災であれ、様々な理由から国や地方公共団体が、公文書を紛失する可能性が考えられる。公文書が欠けている場合、その該当する私文書が存在すれば、その私文書は、公文書と同様の価値を有している。また、場合によっては、存在する公文書を超える価値を有する私文書というものもあり得よう。

今後、公文書管理法 1 条の目的に規定されているように、現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるためにも、行政文書の管理の在り方が今後ますます重要なものとなってくるが、本稿の関心の中心である私文書の保存に関しても、特に歴史的な価値の重要性

(16) 公文書の閲覧制度に関しては、参照、前掲拙稿『フランス文書保存制度の諸相－2008年法律による公文書保護制度を中心に－』

(17) 国による保存が不十分であったこの資料は、当時の法制審議会の入江俊郎委員によって、国立国会図書館憲政資料室に寄贈された。この入江文庫に基づく『日本立法資料全集』のよって、行政事件訴訟法の立法過程の内容を知ることができる。齊藤誠「公文書管理法の位置付けと課題－他法制との関連と自立」『諸外国の公文書管理の法制度について、参照、管理総合開発機構 高橋滋共編『公文書管理の法整備に向けて』190頁以下 (182頁から195頁)

(18) 地方公共団体の例としては、板橋区の創設期の議会資料が挙げられる。現在、板橋区立公文書館に所蔵されている議会資料の欠落部分の一部は、当時の議員からの寄贈によって補完されたものである。

から国家が積極的に関与する制度の必要性をフランスの文化遺産法典の中に見出すことができる。歴史的文書としての指定を中心に構築された私文書の保存制度に関する特色が我々に示すものも重要である。指定を受けた私文書の譲渡に伴う行政への通知の徹底による行政庁の知覚の確保、一定の場合に行政によって行われる複製、さらに、倒産企業の有する文書、裁判所や民間会社による公売文書についての文書担当行政のアクセス、必要に応じたの国家による先買権の行使といった制度は、私文書に対する国家の責任の具現化を表している<sup>(19)</sup>。私文書の取扱いに関する罰則の充実も指摘することができよう。文化遺産法典は、公文書と私文書の総合的な保存制度を用意している。本稿において私文書の保存制度について考察してきたが、公文書の保存制度とあいまって、フランスの文書全般に対する強力な意思を窺い知ることができる。フランスの文書保存法制の発展と深化を考察することは非常に有意義な示唆を与えてくれる。

---

(19) 加えて、文化分野における地方分権が進展中のフランスにおける公文書、さらに私文書の保存についての地方公共団体の役割にもまた関心を向ける必要がある。

〔抄 録〕

フランスにおける私文書の保存法制

Le système de protection des archives privées en France

—2008年法における歴史的文書の指定制度を中心に—

わが国において2009年に制定された公文書管理法は、その名称が表す通り、関心の主軸は、公文書の管理にあり、私文書の保存については、一定の配慮が示されているにとどまる。一方、フランスの文化遺産法典においては、公文書の管理と私文書の保護の規則を体系的に統合している点に特色がある。2008年には、私文書の保存制度がさらに整備され、歴史的文書の所存に関する行政関与の強化、複製、先買権、閲覧制度等、我が国の法制度への示唆に富む内容を有している。日本においても、私文書の保存制度の更なる整備が必要であろう。